

令和4年度以降の医学部定員・奨学金制度について

1 医学部定員について

(1) 令和4年度の取扱い

「令和4年度の医学部臨時定員の暫定的な維持について」（令和2年11月25日付け文部科学省高等教育局長・厚生労働省医政局長通知）により、暫定的に令和2・3年度と同様の方法（令和元年度を超えない範囲）で設定することとされた

(2) 令和5年度の取扱い

「令和5年度の医学部臨時定員の暫定的な取扱いについて」（令和3年10月13日付け文部科学省高等教育局長・厚生労働省医政局長通知）により、下記のとおり取扱いが示されたところ。

① 令和5年度の医学部総定員について

令和2～4年度と同様に、令和元年度の医学部総定員を上限とする。

② 令和5年度の臨時増員の枠組みについて

令和4年度末を期限とする臨時定員の枠組みは、歯学部振替枠を除き、令和5年度末まで1年間延長する。（→歯学部振替枠は廃止）

③ 令和5年度臨時増員に当たっての考え方

都道府県・大学が令和4年度比で臨時定員の増員を希望する場合は、地域の医師確保・診療科偏在対策等に有用な範囲に限り認める。ただし、すべての地域枠の従事要件に、特定の診療科の位置づけを義務付けるものではない。

2 令和4年度以降の本県の奨学金制度について

令和4年からの国の地域枠の定義の見直しに対応するため、岩手県医師修学資金（県保健福祉部所管）及び医療局医師奨学資金（県医療局所管）について、関係条例等の改正を行ったところであり、令和4年度以降の本県の奨学金制度は下記のとおりとなるもの。

〔主な改正点〕 義務年限の変更

○岩手県医師修学資金（改正前）臨床研修後9年間 →（改正後）県内臨床研修2年を含む11年間

○医療局医師奨学資金（改正前）臨床研修後6年間 →（改正後）県内臨床研修2年を含む9年間

区分	地域枠（30名）			地域枠以外（25名）	
	岩手医科大学 地域枠		東北大学 地域枠	医療局 一般枠	市町村
入試枠等	A	B・C			
選抜方法	別枠方式			手挙げ方式	
定員	15名	13名	2名	10名 (うち産婦人科特別枠 (私立のみ)2名)	15名
貸付金額	440万円/年 一時金410万円	30万円/月	20万円/月	国立20万円/月 私立30万円/月	20万円/月 一時金(私立のみ) 760万円
合計	3,050万円	2,160万円	1,440万円	国立1,440万円 私立2,160万円	国立1,440万円 私立2,200万円
義務年限 (返還免除)	[改正前] 臨床研修後9年 ↓ [R4年度以降] 臨床研修含む11年	[改正前] 臨床研修後6年(貸付年数) ↓ [R4年度以降] 臨床研修含む9年(貸付年数の1.5倍)			臨床研修後 6年(貸付年数)
所管	県保健福祉部		県医療局		県国保連